

# 告示

## 埼玉県選管告示第二十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、三郷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和二年六月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
三郷市勤労者体育館	埼玉県三郷市谷口五百七十一番地	三郷市長	六百五十人
三郷市立下新田 保育所	埼玉県三郷市高州一丁目 二十二番地	三郷市長	五十人
三郷市立さくら 保育所	埼玉県三郷市彦成四丁目 四番十六号	三郷市長	五十人
三郷市立高州地区 体育館	埼玉県三郷市高州三丁目 二十九番地	三郷市長	二百人